

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>VIII-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 資金の貸付け業務に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（施行規則第34条の37第3号イ、ロ）</p> <p>① 資金の貸付け業務に従事した者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事した<u>ことのある者</u>のことをいう。なお、「資金の貸付け業務」とは単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた内容である必要があることに留意する。</p> <p>② 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等などとして企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があること、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があることに留意する。<u>また、これらの者についても内閣府令に定める実務経験年数を満たす必要があることに留意する。</u></p> <p>③ 資金の貸付け業務に従事した者及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であっても、当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。</p> <p>(5) ~ (7) (略)</p>	<p>【本編】</p> <p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>VIII-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 資金の貸付け業務に従事した<u>ことのある者</u>又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（施行規則第34条の37第3号イ、ロ）</p> <p>① 資金の貸付け業務に従事した<u>ことのある者</u>とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事した<u>ことのある者</u>のことをいう。なお、「資金の貸付け業務」とは単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた内容である必要があることに留意する。</p> <p>② 資金の貸付け業務に従事した<u>ことのある者</u>と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等などとして企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があること、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があることに留意する。</p> <p>③ 資金の貸付け業務に従事した<u>ことのある者</u>及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であっても、当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。</p> <p>(5) ~ (7) (略)</p>